

## 令和2年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和2年8月31日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度本巢市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第5 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））
- 日程第6 議案第42号 本巢市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第43号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第44号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第45号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第46号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第47号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第48号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 議案第49号 令和2年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 認定第1号 令和元年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第2号 令和元年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第3号 令和元年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第4号 令和元年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第5号 令和元年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第6号 令和元年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第7号 令和元年度本巢市水道事業会計決算について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均

7番 堀部好秀  
9番 黒田芳弘  
11番 道下和茂  
13番 若原敏郎  
15番 上谷政明

8番 鏝本規之  
10番 臼井悦子  
12番 村瀬明義  
14番 瀬川治男  
16番 大西徳三郎

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	大野 一彦
教育長	川治 秀輝	総務部長	畑中 和徳
企画部長	洞口 博行	市民環境部長	久富 和浩
健康福祉部長	高橋 誠	産業建設部長	原 誠
林政部長	饗場 昌彦	上下水道部長	翠 直樹
教育委員会 事務局長	青山 英治	会計管理者	谷口 博文
代表監査委員	三田村 晃司		

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	成瀬 敏和	議会書記	大久保 守康
議会書記	山本 憲	議会書記	松井 俊英

---

## 開会の宣告

### ○議長（鰐本規之君）

ただいまから令和2年第3回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 高田浩視君と4番 寺町茂君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（鰐本規之君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの30日間とし、9月1日、9月3日から9日、12日から28日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりとすることに決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告

### ○議長（鰐本規之君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

7月13日、山県市において開催されました第284回岐阜県市議会議長会に副議長と出席しましたので報告をいたします。

初めに、会長市であります岐阜市議会より会務報告があり、その後議案の審査を行いました。議案は、多治見市より提出されました新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の期間延長について及び瑞穂市より提出された中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策についての要望議案が提出され、原案のとおり可決されました。続いて、令和元年度岐阜県市議会議長会会計及び慶弔基金会計の歳入歳出決算認定についてが提出され、原案のとおり承認されまし

た。

続いて、令和2年度2040未来ビジョン出前セミナーの開催について提出され、岐阜県では開催しないことに決定しました。次に、事業の講演共催依頼の取扱いについての議案が提出され、提案のとおり承認をされました。また、議長会の次期開催市については瑞穂市に決定されました。

総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方は御覧になつてください。

以上で議長報告を終わります。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を臼井委員長にお願いいたします。

臼井委員長。

#### ○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第67号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところでもあります。

掲載内容につきましては、6月に開かれました第2回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、本巣市七名山の一つである能郷白山の写真を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された補正予算と主な議案について一般質問、委員会活動、議員活動日誌、審議結果の順に掲載しました。8ページには、本巣の山についての記事を掲載しました。

今回は、令和2年6月30日、7月3日、7月10日、7月15日の計4回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、本定例会の内容を主なものとして、11月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

#### ○議長（鐔本規之君）

次に、藤原市長より行政報告をお願いいたします。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、御報告を申し上げます。

さきの第2回定例会におきまして行政報告をさせていただきました以降、国内においても6月中は感染拡大が落ち着いていた期間もあり、施設の利用制限を解除するなど、新たな日常に向け対応してまいりましたが、7月に入りまして都市部を中心に感染者数が急増し、全国的に再び感染の拡大が確認されてまいりました。岐阜県内でも複数のクラスターが発生しており、中でも県立高校でのクラスターの発生については衝撃的な事案であり、市としても発生状況等を注視してきたところでございます。

これらの状況を踏まえ、県は7月31日に「第2波非常事態に対する緊急対策」を発表し、既に第2波が到来しているとの認識により、愛知県、特に名古屋市での酒類を伴う飲食の回避や人の動きが活発化する夏休み・お盆休みの対策の徹底、感染防止対策の基本の徹底等と呼びかけてまいりま

した。

そうした中、市といたしましては、県の緊急対策を受け、本部会議を開催するとともに、県をまたぐ移動は慎重にするよう防災無線で呼びかけるなど、引き続き市民に対し周知に努めてまいりましたが、8月3日また9日には市内で3例目、4例目の感染者の発生が確認されております。

なお、小・中学校につきましては、6月1日の臨時休業からの再開後、8月1日から18日までの夏休みを経て、現在まで感染者は出ておりません。引き続き市民の皆様には、現状を認識いただき、十分な感染症対策を取って、外出する際は慎重な行動を取るようお願いするものでございます。

また、市の新型コロナウイルス対策として市民生活を支えるために行いました1人当たり10万円を支給する国の特別定額給付金につきましては、8月18日までの受付期間を終了し、対象世帯1万2,779世帯中1万2,729世帯に給付を行い、給付率は99.61%となりました。

また、市として特に緊急を要する事業に係る予算につきましては、この後御報告させていただきますが、7月10日に専決処分し、独り親世帯の負担軽減のため、児童扶養手当支給対象児1人当たり5万円、第2子以降は3万円を給付するひとり親世帯臨時特別給付金支給事業や、市独自の緊急対策として、特別定額給付金の基準日後である4月28日以降に生まれた新生児に対し、特別定額給付金と同額の10万円分のもとまる商品券を今年度末まで支給する新生児特別定額給付金支給事業を進めさせていただいております。

また、学校再開後の保護者の負担軽減を図るための学校給食費の免除や、緊急的な学校休業等にオンライン授業が可能になることなど、学習効果を高めるためのタブレット端末の整備にも着手しております。

さらに、地域の消費活性化と市内の事業者を応援するために、市商工会が実施する1口1万円1,000円で1万5,000円分利用できるプレミアム付商品券もとす応援券発行事業に支援をさせていただいております。

今後しばらくは続く新型コロナウイルスとの共存生活、感染の波は繰り返し訪れることが予想されます。これからも気を緩めることなく、市民の安全・安心のため、引き続き現在の体制を維持するとともに、家庭内感染の増加や高齢者の感染割合が増えている状況を踏まえまして、今後の感染状況を注視し、引き続き感染防止対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、東海環状自動車道西回りルート内の市内の整備状況につきまして御報告申し上げます。

まず初めに、岐阜国道事務所の工事でございますが、4件の工事が進行中であり、（仮称）本巣パーキングエリア周辺の工事では、現在、西側のランプのボックスカルバートが完成し、西部連絡道路をまたぐボックスカルバートの工事が進められております。西部連絡道路をまたぐボックスカルバートが完成し、西部連絡道路が元のルートに戻るのは来年度になるとお聞きしております。また、（仮称）本巣パーキングエリアの盛土につきましても、着々と進められております。

また、（仮称）糸貫インターチェンジ周辺の工事では、橋台、擁壁、盛土、用排水路及び市道の付け替え工事等が進められております。

次に、中日本高速道路の工事でございますが、6件の橋脚及び下部工の工事に加え、新たに政田

第四高架橋ほか2橋下部工工事及び真桑第一高架橋ほか2橋下部工工事をTSUCHIYA株式会社が受注し、工事の準備が進められております。また、残りの工事につきましても準備が整い次第、順次工事発注をしていく予定であるとお聞きしております。

なお、今後発注が予定されている工事につきましては、岐阜国道事務所の発注分として、本巢パーキングエリアに関連する道路建設工事1件、糸貫インターチェンジに関連する道路建設工事1件、また、中日本高速道路株式会社の発注分として、市内全域で橋台・橋脚（計114基）、またトンネル工事など5件とお聞きしております。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施行に係る関係部署との調整など事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるように、インターチェンジへのアクセス道路の整備を県とともに進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、樽見鉄道の経営状況につきまして御報告を申し上げます。

樽見鉄道への支援につきましては、本年1月17日に開催されました樽見鉄道連絡協議会臨時総会におきまして、今年度の沿線市町による支援額を固定資産税相当分の補助を除きまして、5市町合わせて9,500万円とすることが決定されているところでございます。

このような状況の中、樽見鉄道株式会社の株主総会が書面により実施され、7月8日決議の通知とともに、令和元年度における樽見鉄道株式会社の経営状況の報告がございました。

初めに、旅客営業の状況について御説明いたします。

減少傾向にある通勤・通学定期利用者の増加を図るため、前期より夕方以降の時間帯で3往復の増便を行ったこと、また東大垣駅、横屋駅周辺で住宅整備が進んだことなどを要因として通勤定期利用者は前期比で約19%、1万7,160人増加し、開業以来、初めて10万人を超える利用がありました。通学定期利用者につきましては、沿線高校の定員数の減少や少子化の影響もあり、約3%、8,880人減少しましたが、定期利用者全体としては約2%、8,280人の増加がございました。

また、定期外利用者につきましては、桜輸送、各企画列車も前期を上回り、2月末での定期、定期外、運輸雑収を含む営業収入は、前期より約591万円の増収と順調に推移していましたが、3月に入り、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、早春淡墨桜浪漫ウオークの中止やモレラ岐阜利用者の減少、学校休校に伴う通学定期券の払戻しの増加等により、前期より約313万円減収となりましたが、旅客営業収入全体では約278万円の増収となりました。

次に、経費について御説明いたします。

人件費につきましては、列車増便に伴う2名の新規採用により、前期比約632万円増加し、動力費も増便に伴い約132万円の増加となりました。

修繕費につきましては、計画外の多額な支出もなく、前期比約1,100万円の減少となっております。

営業経費全体では、鉄道高架事業の建設仮勘定振替額が約2,988万円減少したことにより、約

3,283万円増加し、経常損失につきましては前期より約2,964万円悪化し、約7,054万円の赤字となりました。

この赤字を補填するための沿線5市町による補助金及び国や県の補助金なども約1億4,788万円の特別利益により、当期損益は前期比約841万円増の約178万円の黒字となっております。

このように、樽見鉄道の経営状況は、沿線市町や国、県からの多額の補助金で収支を合わせている状況であり、依然として厳しい状況ではありますが、利用者の増加につなげる新たな取組として、1か月通学定期券の9か月分の料金で12か月乗車できる12か月通学定期券を販売するなどの取組を実施しているところでございます。

また、宗慶地内で進めております鉄道高架事業につきましては、本年12月上旬に高架箇所の供用開始を予定しており、県道岐阜関ヶ原線の4車線化も今年度中に完了する予定となっております。

今後の樽見鉄道の経営は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による営業収入の落ち込みが懸念され、営業環境はますます激しくなることが考えられますが、沿線市町や国、県の支援を受けながら、地域に必要な公共交通機関として役割を担っていけるよう期待しているところでございます。

最後に、令和2年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が8月26日に開催されましたので、その概要につきまして御報告申し上げます。

提出されました案件は、専決処分の報告について（令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））、また2つ目には、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、3つ目には、令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び、令和元年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、さらに追加提案されました岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての5件でございます。

まず、専決処分されました令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、傷病手当負担金の追加350万円の補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては、原案のとおり承認をされました。

次に、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した等の被用者に対して傷病手当金を支給するとともに、保険料の徴収猶予及び減免に関する事項について定めるための改正として、原案のとおり承認をされました。

次に、令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和元年度の療養給付費市町村負担金等の精算に伴う償還金の増額の40億5,709万6,000円の補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、令和元年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、一般会計が歳入総額2億7,145万9,134円、歳出総額2億3,463万696円、

特別会計が歳入総額2,612億6,504万120円、歳出総額2,536億4,180万7,155円でございます。平成30年度の決算額と比較しますと、歳出ベースで2.6%の増となっております。この決算につきましては、原案の報告どおり認定されました。

最後に、追加提案されました令和2年7月豪雨に係る保険料減免に対応するための岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原案のとおり可決されました。

以上、行政報告とさせていただきます。

**○議長（鰐本規之君）**

以上で、諸般の報告を終わります。

---

**日程第4 報告第15号及び日程第5 報告第16号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（鰐本規之君）**

日程第4、報告第15号及び日程第5、報告第16号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度本巢市一般会計補正予算（第4号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年7月10日、令和2年度本巢市一般会計補正予算（第4号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるところでございます。

次に、報告第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年8月20日、令和2年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるところでございます。

以上の詳細につきましては、報告第15号は副市長から、報告第16号は市民環境部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（鰐本規之君）**

報告第15号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

**○副市長（大野一彦君）**

それでは、報告第15号、令和2年度本巢市一般会計補正予算（第4号）の専決処分につきまして、補足説明をさせていただきます。少し長くなりますが、御容赦願います。

恐れ入ります。議案のつづりの2ページの次のページでございます一般会計補正予算書（第4号）を御覧願います。

この補正予算（第4号）につきましては、国における新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ今年度の第2次補正予算が6月12日に成立したことを受けまして、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯を支援するためのひとり親世帯臨時特別給付金給付事業と、市内全小・中学校の児童・生徒に対する1人1台端末の整備や家庭でもつながる通信環境の整備などを行うGIGAスクール構想加速化事業、そして新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応の取組を支援するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの予算につきまして、7月10日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,778万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ218億2,502万2,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、まず上段の国庫支出金、国庫負担金の1目民生費国庫負担金、補正額34万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅確保給付金の申請件数の増に伴う生活困窮者自立支援事業負担金の増額でございます。

その下の国庫支出金、国庫補助金の2目民生費国庫補助金、補正額2,492万1,000円につきましては、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯を支援するためのひとり親世帯臨時特別給付金に係る事業費補助金2,270万円とその事務費補助金222万1,000円でございます。補助率はともに10分の10でございます。

その下の3目衛生費国庫補助金、補正額150万円につきましては、市からの委託により産後ケア事業を行う医療機関における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業に対する1施設50万円を上限とする妊娠・出産包括支援事業補助金でございます。

その下の6目教育費国庫補助金、補正額9,346万8,000円のうち、2節の小学校費補助金では、今年度外山小学校の全児童に配備し、来年度以降順次整備する予定でございましたタブレット端末を市内小・中学校の全児童に配備するとともに、遠隔学習用のモニターやカメラなどの購入に対する公立学校情報機器整備費補助金5,438万円と学校再開後の集団感染リスクを避けるための対策に要する経費に対する学校保健特別対策事業費補助金388万円7,000円でございます。

3節の中学校費補助金につきましても、小学校費補助金と同様に市内中学校の全生徒に配備するタブレット端末と遠隔学習用のカメラなどの購入に対する公立学校情報機器整備費補助金3,366万円と学校再開後の集団感染リスクを避けるための対策に要する経費に対する学校保健特別対策事業費補助金154万1,000円でございます。小学校費、中学校費いずれもタブレット端末等の購入費の3分の2、感染症防止対策に要する経費につきましては2分の1のそれぞれ補助率でございます。

次に、8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、今回の国の2次補正予算におきまして増額されました交付金でございます。本市に対する今回の交付限度額とい

たしましては、4億7,296万6,000円が示されたところでございます。

そのうちの3億7,234万1,000円につきまして、今回歳入予算に計上させていただくとともに、6月の補正予算（第3号）におきまして計上いたしましたプレミアム付商品券事業、そして今回の予算に計上しております小・中学校全児童・生徒に対するタブレット端末等導入に伴うGIGAスクール構想加速化事業、そして6月から8月の学校給食費の免除と併せ、市内産の食材を給食に提供する機会を拡充する学校給食地産地消拡充事業、また市民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金の基準日の翌日から来年4月1日までに生まれた新生児を対象に1人当たり10万円のもとまる商品券を配付する新生児特別定額給付金給付事業、さらに幼稚園、小学校及び中学校における蛇口をワンタッチ式もしくはセンサー式に交換する蛇口感染症防止対策事業など全部で10事業にそれぞれ充当するものでございます。

7ページをお開き願います。

上段の県支出金、県補助金の1目総務費県補助金、補正額490万円につきましては、市が行う地域経済の基盤を維持するための事業に対する新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金でございまして、プレミアム付商品券事業の経費に充当するものでございます。

その下の6目教育費県補助金、補正額803万3,000円につきましては、学校再開後の新型コロナウイルス感染症対策として、校内の消毒作業等を行うスタッフを配置するためのスクール・サポート・スタッフ配置事業補助金186万7,000円と、同じく学校再開後の児童・生徒の学力の向上を図るために行う補充教育等に係る学習指導員を配置するための学習指導員等配置事業費補助金616万6,000円でございます。いずれも補助率は10分の10でございます。

中段の繰入金、基金繰入金の1目財政調整基金繰入金、補正額1億1,000万円の減額につきましては、財源調整による基金繰入金の減額でございます。

一番下の諸収入、雑入の4目給食事業収入、補正額2,772万3,000円の減額につきましては、コロナ禍における保護者の負担の軽減を図るための6月及び7月分の給食費免除に伴う給食費の減額でございます。なお、8月における給食費につきましても徴収しないことといたしております。

次に、8ページを御覧願います。

ここからは、歳出の事項別明細書でございます。

まず、1番上の総務費、総務管理費の5目財産管理費、補正額30万6,000円につきましては、それぞれの庁舎における窓口での飛沫防止用卓上シールド購入のための消耗品の増額でございまして、地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

その下の民生費、社会福祉費の1目社会福祉総務費、補正額46万2,000円につきましては、歳入で御説明いたしました新型コロナウイルス感染症の影響による申請件数の増に伴う住宅確保給付金の増額でございます。

その下の民生費、児童福祉費の1目児童福祉総務費、補正額1,521万4,000円のうち、1節の報酬850万1,000円の減額につきましては、小学校における夏休みの短縮に伴う留守家庭教室の見直しによる留守家庭教室指導員報酬の減額でございます。

その下の3節職員手当等から12節委託料までの合計2,371万5,000円につきましては、歳入で御説明いたしました市民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金の基準日の翌日から来年4月1日までに生まれた新生児を対象に1人当たり10万円分のもとまる商品券を配付する新生児特別定額給付金給付事業に要する費用2,317万円と、留守家庭教室における感染拡大を防止するための石けんや手指消毒薬等の購入に要する経費54万5,000円でございます、いずれも地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

その下の6目ひとり親世帯臨時特別給付金給付費、補正額2,492万1,000円につきましては、歳入で御説明いたしました児童扶養手当受給世帯等に対し、1人当たり5万円、第2子以降1人当たり3万円を給付するための事業費でございます。

9ページをお開き願います。

中段の衛生費、保健衛生費の2目保健事業費、補正額150万2,000円につきましては、歳入で御説明いたしました市からの委託により産後ケア事業を行う3つの医療機関における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、マスクや防護用エプロン、手指消毒薬などの購入費として消耗品費38万6,000円と医薬材料費111万6,000円でございます。

その下の商工費の2目商工振興費につきましては、プレミアム付商品券事業に対する国庫支出金、地方創生臨時交付金及び県支出金の新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金の充実に伴う財源更正でございます。

10ページを御覧願います。

一番上の消防費の5目災害対策費、補正額218万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及びプライバシーの確保を目的といたしまして、避難所において活用する室内簡易テントを購入するための増額でございます、地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

中段の教育費、教育総務費の2目事務局費、補正額207万9,000円につきましては、小・中学校における夏休みの短縮により8月においても授業を行うことによる教育センター所管の小学校教育相談員報酬92万3,000円、非常勤教育講師報酬101万6,000円とその職員に係る会計年度任用職員期末手当14万円でございます。

その下の教育費、小学校費の1目学校管理費、補正額1億8,632万9,000円のうち、1節の報酬1,076万6,000円につきましては、夏休みの短縮により8月においても授業を行うことによる勤務体系の変更に伴う専任図書司書報酬及び図書司書補助員報酬の増減と、歳入で御説明いたしました学校再開後の児童・生徒の学力向上を図るために行う補充教育等に係る学習指導員を配置するための非常勤教育講師報酬、及び校内消毒作業を行うスタッフを配置するための事務補助員報酬の増額でございます。

その下の3節職員手当等43万1,000円及び8節旅費49万8,000円につきましては、これらの職員に係る会計年度任用職員期末手当及び費用弁償でございます。

12節委託料44万8,000円につきましては、歳入で御説明いたしましたGIGAスクール構想加速化事業に伴うオンライン授業用のソフトの設定に伴うシステム設定委託料でございます。

その下の14節工事請負費636万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、それぞれの小学校における校舎内のトイレの手洗い場の蛇口をセンサー式の蛇口に、またそれ以外の手洗い場の蛇口をワンタッチレバー式に改修するための工事費でございまして、地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

その下の17節備品購入費1億6,782万円のうち、学校用備品849万5,000円につきましては、歳入で御説明いたしました学校再開後の集団感染リスクを避けるための対策に要する経費に対する学校保健特別対策事業費補助金及び地方創生臨時交付金を活用した大型扇風機や共有を解消するための机や椅子などの学校用備品の購入費でございます。

その下のコンピューター機器1億5,932万5,000円につきましては、歳入で御説明いたしましたGIGAスクール構想加速化事業に伴う小学校全児童に対するタブレット端末やソフトウェア、遠隔学習用カメラなどの購入費でございます。

11ページをお開き願います。

上段の教育費、中学校費の1目学校管理費、補正額1億1,366万2,000円につきましては、1節の報酬から17節の備品購入費までの全ての項目につきまして、前ページの小学校費の1目学校管理費で御説明いたしました補正内容と同様のものがございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、中段の教育費、幼稚園費の1目幼稚園管理費、補正額797万4,000円につきましては、小学校及び中学校と同様にそれぞれの幼稚園における園舎内のトイレの手洗い場の蛇口をセンサー式の蛇口に、またそれ以外の手洗い場の蛇口をワンタッチレバー式に改修するための工事費でございまして、地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

その下の教育費、保健体育費の3目学校給食センター費、補正額400万円につきましては、学校給食における献立におきまして、毎月1回行っております岐阜県産、本巣産の食材を使用したふるさと食材の日に加えて、コロナ禍における市内生産者の支援となる本巣市内産の地産地消を図る取組といたしまして、もとまる給食の日として実施するための賄い材料費の増額でございまして、地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

12ページを御覧願います。

上段の予備費につきましては、補正予算額の調整のため915万円を増額させていただいたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（鐺本規之君）

続きまして、報告第16号の補足説明を久富市民環境部長に求めます。

久富市民環境部長。

#### ○市民環境部長（久富和浩君）

それでは、報告第16号の補足説明をさせていただきます。

令和2年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分につきましては、8月17日に根尾診療所に配備しておりますエックス線透視撮影装置のエックス線テレビカメラユニットの

不具合が生じ、早急に修繕が必要となったため、8月20日に専決処分をさせていただいたものでございます。

お手元の本巢市議会定例会議案の4ページの次、補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,631万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書で説明をさせていただきます。

施設勘定の歳入でございますが、6ページを御覧ください。

5款3項1目基金繰入金の331万7,000円の増額につきましては、エックス線透視撮影装置の修繕に係る経費について国民健康保険診療所基金より繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページを御覧ください。

2款1項1目医業用機械器具費の331万7,000円の増額につきましては、エックス線透視撮影装置のエックス線カメラユニットの修繕料を計上させていただいたものでございます。

以上、専決処分についての補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（鰐本規之君）

報告第15号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 黒田議員。

#### ○9番（黒田芳弘君）

この補正予算につきましては、皆さん聞いてのとおり、今問題となっております新型コロナウイルスの感染拡大の対策という目的が主なものであろうかというふうに思いますが、その中で出ましたことについて2点質問をいたしますが、まず1点目は、子どもに対するタブレット端末の配付ということでございます。

私にも子どもがおりますが、大学生、全てリモートで自宅で授業ということでやっておりますが、こういうことの一環であると想像いたしますが、まずこのタブレットの使用について、小学生、中学生、そういう子どもたちに対する研修とございますか、ただそのタブレット端末を配付してもなかなか活用に当たってはスムーズにいかないではなからうかと。私もあるところで、そのリモートのこういったタブレットで経験したんですが、なかなか映像がうまくいかなかったり、音声飛びんだりして、そういったことでちょっとやりにくいなと思ってやったわけでございますが、子どもにしてみれば、余計そこら辺が、子どもは我々に比べてそういったことの覚えは早いかなとも思いますが、まずはそういったことの使用に当たっての研修とかはどうされているのかというのが1点と、それからこれもコロナ対策ということで、水道の蛇口をセンサー式に替えるということでございま

すが、私も、今コロナ禍においていろんな学校に限らず社会一般でそういったことをやられておりますが、疑問に思うことなんですが、なるべく水道を使用するに当たってセンサーつきのもので蛇口とかそういったものに直接手を触れなくても水が出てくるということはいいいんですが、当然そこには入り口、出口がございまして、そこに入っていきにはその入り口をどこの商業施設に行ってもそうですが、手で触れて開けるということなんでありますが、そういったコロナ対策を考える上では、そういったこともきちんとどういう仕組みで、要は感染の防止対策に当たるのかと、そういう仕組み的なものを細かく想定してやらんと、なかなか蛇口だけセンサー式に替えても、ほかのところで触ればこれは何にもなりませんので、そういったことを私も常日頃の生活の中で疑問に思っていることもあるわけですが、そういったことの点について御説明を願います。

**○議長（鐺本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

はい、どうぞ。

**○教育長（川治秀輝君）**

ありがとうございます。

まず、タブレット端末についてお答えしますが、研修の前にどう使うかということの概要だけ。

まずは、学校で活用する。持ち帰って、家で活用する。大きく2つあります。タブレットのいいところというのは、学校でも家でも個別最適化と言われているんですけど、個々の能力に応じて学習する内容を選び、自分に合わせて学習できるというそのよさを全面的に出したいというふうに考えています。

学校においては、その個別の学習であり、グループでの学習であり、全体での学習、そういう活用の仕方を様々考えています。家においては、タブレットを使って、先ほど申した個別の学習をすると同時に何度も説明があった、いよいよオンライン、また休業があった場合などは学校と子どもたち一人一人を結んだオンライン授業ができる今仕組みをつくっています。

そういったことをやっていくのに、やっぱりどうしても研修というか、どう使うかということは絶対必要になってきます。そういったことも見通して、実はこういう人材を本巣市教育委員会のほうに入れました。というのは、義務教育学校設立に当たって、義務教育学校設立支援員兼情報教育指導員というポストを位置づけて、情報教育にたけた退職校長先生を実は1人教育委員会事務局に入れました。今、このGIGAスクール構想の様々なタブレットの活用の仕方も、兼務をかけた情報教育の指導員が本当に親身になって一つ一つ考えていますし、ずうっと全学校を回って、今も電子黒板等の使い方をさらに改善する。この使い方については、入った学校からこの指導員が全部回って適切にそれを進めていくという計画でやっています。

それから2点目のコロナの感染防止についてですけど、一番この水道の蛇口の場合に、ずうっと徹底してきたことは、子どもたちが触るところの消毒の徹底でした。先生たちが本当に朝早く来て、子どもが来る前、子どもが来て休み時間、それから子どもが帰ってから、全ての施設を丁寧に消毒して、本当に大変でして、学校によっては地域の方々が学校の子どもが帰ってからの消毒等も手伝

ってくれる、そんな体制もできつつあって、まずそれを徹底した上で、子どもたちが学校へ入るところから手指消毒、それから手洗いの徹底、そういったことをタイアップさせて、感染防止に努めてきたということを御理解いただけるとありがたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今それぞれ説明をいただきましたが、タブレットに関しまして、私ども本巢市は今コロナと並行して暑さ対策ということで、置き勉強をやってランドセルを使用しなくてもいいと、こういったことが先進的な取組ということでニュースにも取り上げられたことというのは承知しておりますが、このタブレットですね、今学校でも家庭でも使用するという事なんですが、私も子どもにパソコンを大学生に買い与えたときに、どうしても学校と家の持ち運びに当たっては当然大事な機械、精密な機械でございますので、ちゃんとしたかばんといいますか、タブレット用のちゃんと防護されたかばんをセットで買い与えてやったわけでございますが、今の話を聞きますと、当然学校と家庭と小さな子どもが持ち運ぶといった中において、同じような心配がされるわけでございますし、またその1人1台ずつ配付するに当たって、その管理、子どものことでありますので、なかなか責任といたしても、相当難しい部分があるかと思うんですが、高額な機器を1人1台配付することにおいて、その大切な高額な機械をどういうふうに子どもたちが管理をするのか、そういったことをちょっとお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

○教育長（川治秀輝君）

ありがとうございます。

まず、学校においては、充電ボックスとか保管箱といったものを設置するという予定で、セットで考えています。持ち運びについては、今課題として持っているところで、今のその情報指導員が様々な模索をして、持ち運びについては考えて、検討しているという段階です。ありがとうございます。

○9番（黒田芳弘君）

結構です。

○議長（鰐本規之君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

15番 上谷議員。

○15番（上谷政明君）

ちょっとお尋ねしますが、コロナ対策ということで水道の蛇口のことが今予算に上がっておりま

すが、コロナ対策ということであれば、これが第一順位に上がってくるのが普通じゃないかと思うんですが、何か今いろいろと聞き及びます苦情のあるものが先に行って、これが後ということは何か手違いでもあったんですか。

ということは、普通、蛇口とかそういうものは、夏休みを前に計画されて、いつも夏休みやなんかに行われたものと思いますが、もうこれ新学期に入らずうっとなります。何か疑問に思いますが、疑問点はなかったのか、初めからこういう考えだったのか、お聞かせ願えればと思います。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を青山教育事務局長に求めます。

**○教育委員会事務局長（青山英治君）**

水道の蛇口の取替え事業についての御質問でございます。

これにつきましては、新型コロナウイルスの感染症対策として幼稚園、小学校、中学校の屋内のトイレにつきましては162か所、それからその他の手洗いについては1,011か所、合計で1,173か所の改修ということでございました。

今回、緊急の専決の予算ということで、緊急性が高いということでございまして、早急に予算化をいたしまして、それから専決後、発注に向けてしっかりとした設計書をつくるという段階の中で、この屋内トイレの改修に当たっての自動水洗については、電源を伴うものではなくて、安価な電池式のものということで考えておりました。

そうしましたところ、水道の蛇口は壁から出ているものと、それから手洗いの容器から、下から出ているものと様々な形状がございまして、全ての現場を確認する必要がございました。それで全ての現場を確認し、それから電池式の自動水洗の機材を、当初考えておったものはかなり大きなものでございましたが、いろいろと調べていくうちにスマートなものがあるということが分かって、同様の金額で発注ができるというようなことまで分かりまして、その辺のところまで発注までの時間を要したということでございます。

いずれにいたしましても、専決予算であり新型コロナウイルスということで、緊急性が高いものでありますので、このように少し発注が遅れてしまったことについては反省をしているところでございます。今後、工事におきましてはできるだけ早く完了するように鋭意努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

**○議長（鐔本規之君）**

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

7番 堀部議員。

**○7番（堀部好秀君）**

小学校、中学校の情報機器整備事業についてお尋ねをします。

当初、今年度外山小学校を初めてとしてタブレットを導入されるということで、そのときにお聞きしたところ、家庭での使用は考えていないというふうにお聞きをしました。ところが、今回は先

ほど教育長の答弁にもありましたけど、学校と家庭と両方で使うということで、将来的にオンライン授業とかリモート学習とかいうことを想定した場合に、今お聞きしていると学校側の機器の整備のほうはきちっと計画されているようですけど、家庭での学習のときに、通信環境の整備がされている家庭がどれだけあるのか。もし通信環境がない家庭があるとすれば、市のほうでどういうふうな考えでそれをサポートしていくのかということと、それから先ほど通信機器、電子機器ですんで使い方の問題ということも話されていましたが、なかなかタブレット端末、使い方によってバッテリーの消耗が個々の機器で差が出るなというふうに考えております。

それで、このタブレット端末の持ち方の考え方ですけど、例えば1人1台1年生から6年生まで一緒に機器を使うのか、それとも3年生は3年生用のタブレット端末を使って持ち上がらないのか、その辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を青山教育事務局長に求めます。

**○教育委員会事務局長（青山英治君）**

まず1点目、通信環境の御心配でございます。

通信環境につきましては、小・中学生の児童・生徒に調査をしましたところ、97%が通信環境が整っているという調査結果でございました。その中で、今回の補正予算にも計上してございますが、通信環境が整っていない方の中で、就学援助を受給してみえる方について小学校につきましては6名見えまして、中学校については2名見えます。この方についての支援については、予算計上で支援をしていきたいというふうに考えております。通常の家計については、それぞれもし不備の数パーセントのところですけども、不備がございましたら、それぞれの御家庭で御協力をいただくというふうに考えております。

それから、タブレットの持ち上がりでございますが、学年によつてのタブレットの違いはございません。その中でのソフト、教科書等の内容については当然それぞれの学年のものでございますので、その内容についてタブレットについては持ち上がり、そのまま物としては持ち上がっていくということで御理解いただきたいと思ひます。

**○議長（鰐本規之君）**

よろしいですか。

**○7番（堀部好秀君）**

はい。

**○議長（鰐本規之君）**

ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第15号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第15号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第15号については承認することに決定しました。

続いて、報告第16号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第16号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第16号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第16号については承認することに決定をいたしました。

暫時休憩といたします。

午前10時39分 休憩

---

午後 3時45分 再開

○議長（鐔本規之君）

それでは、再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

4時に近くなりましたので、万が一のことがあると思いますので、時間の延長について報告をいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長いたしますので、よろしくお願いをいたします。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、異議なしと認めます。

---

## 日程第6 議案第42号から日程第11 議案第47号まで（上程・説明）

### ○議長（鐔本規之君）

日程第6 議案第42号から日程第11 議案第47号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第42号 本巢市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

本巢市庁舎整備基本方針に基づき、新たな場所に統合した新庁舎を整備することに伴い、地方自治法第4条第1項の規定により、本巢市役所の位置を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第43号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴い、本巢市税条例の一部を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第44号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カードが廃止されたため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第45号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第46号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第47号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例についてでございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充が図られたことから、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

以上の詳細につきまして、議案第42号及び議案第43号は総務部長から、議案第44号は市民環境部長から、議案第45号から議案第47号までは教育委員会事務局長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（鰐本規之君）

議案第42号及び議案第43号の補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

#### ○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第42号 本巢市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、改正の趣旨でございますが、本巢市庁舎整備方針に基づきまして、庁舎の老朽化や分庁方式による維持費の増大、あるいは組織の分散化、災害対応の遅れなどの懸念等、幾つもの課題を解消することを目的といたしまして、新たな場所に統合した新庁舎を整備するため市役所の位置の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、第1条関係としまして、事務所の位置といたしまして、本巢市市役所の位置、地方自治法第4条第1項、これ主たる事務所ということで、本庁舎をいうものでございますが、を「本巢市文殊324番地」から「本巢市早野255番地」に改めるものでございます。この早野255番地につきましては、議案の概要の3ページのほうに位置図を添付させていただいておりますが、新庁舎の本体の建設予定地の区画中、最も面積が広く中央に位置する地番を採用したものでございます。

次に、第2条関係、庁舎の位置でございますが、本市の庁舎につきましては、現在4庁舎ございますことから、この位置をそれぞれ規定しておるところでございます。先ほど改正の趣旨で御説明させていただきましたが、幾つもの課題を解消することを目的に根尾分庁舎を残し、3庁舎を統合した新庁舎を建設いたしますことから、真正分庁舎及び糸貫分庁舎を削除し、本庁舎の位置を「本巢市文殊324番地」から「本巢市早野255番地」に改めるものでございます。

次に、適用関係といたしまして、施行日につきましては、一応目途といたしましては、令和6年4月1日を予定しておるところでございますが、各種手続や調査、実施設計等が未了でございますことから、現時点で施行日を特定するのは非常に困難な状況でもございますので、事業完了などの時期を見据えながら規則の中で定めさせていただくものでございます。

以上、議案第42号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第43号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

恐れ入りますが、議案の概要の4ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係の法律の臨時特例に関する法律が、令和2年4月30日に公布されましたことによりまして、所要の改正をするものでございます。

なお、今回の改正につきましては、地方税法の附則が改正されておりますことから、市の税条例につきましても、附則の改正をするものでございます。

それでは、主な内容について御説明させていただきます。

最初に、ウの第25条関係、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例でございますが、地方税法附則第60条第3項の規定の新設によりまして、市民税の所得割の納税義務者が市町村の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する指定行事の中止によりまして生じた入場料の払戻請求権の全部または一部を放棄したときは、その放棄した日に属する年に寄附金を支出したものとみなし、寄附金の税額控除をする特例を新たに規定するものでございます。

次に、エの第26条関係、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金の特別税額控除の特例でございますが、地方税法附則第61条第2項の規定の新設によりまして、これも市民税の所得税の納税義務者が租税特別措置法第41条第1項に規定いたします住宅の取得でございますが、これは住宅借入金特別税額控除期間が13年間でございますが、取得した場合には新型コロナウイルス感染症蔓延防止のための措置により、居住期限につきましては、本年の12月31日までと規定されておりますが、これまでに居住ができなかったときでも一定の要件を満たす契約がなされ、令和3年12月31までに居住した場合には、特例取得の対象とするものでございまして、この特例が1年間延長されたというものでございます。

なお、その他の改正につきましては、法附則の新たな規制の追加等により条項が繰り下げられたことによる読替規定等でございます。

この改正の施行日につきましては、いずれも令和3年1月1日でございます。

以上、議案第43号の補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（鰐本規之君）

議案第44号の補足説明を久富市民環境部長に求めます。

久富市民環境部長。

#### ○市民環境部長（久富和浩君）

それでは、議案第44号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の本巢市議会定例会議案の概要7ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、いわゆるデジタル手続法等の一部を改正する法律の施行により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、令和2年5

月25日をもって個人番号を通知するための通知カードが廃止されることとされ、通知カードの紛失等による再交付手数料を徴収する必要がなくなったため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、個人番号を通知するための通知カードが廃止されたことにより、本巢市手数料徴収条例、別表の通知カードの再交付に伴う手数料の項目を削除するものでございます。

なお、3の施行期日でございますが、公布の日からとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（鰐本規之君）

議案第45号から議案第47号の補足説明を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山教育委員会事務局長。

#### ○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、議案第45号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の9ページをお開きください。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴いまして、家庭的保育事業者等による連携施設の確保に関する基準を改めることのほか、関係規定を整備するものでございます。

主な改正内容は3点でございます。

1点目は、第6条関係、保育所等との連携でございます。家庭的保育事業者等による卒園後の連携施設の確保について、保護者の希望に基づき引き続き必要な教育・保育の提供を受けることができる場合は、事業者等による連携施設の確保を不要とすることができることへの改正でございます。

2点目は、第23条関係、職員でございますが、児童福祉法の改正により生じた号ずれに係る規定整備を行うものでございます。

3点目は、第37条関係、居宅訪問型保育事業でございます。事業者における居宅訪問型保育事業の実施に際して、保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合のほか、これまでも可能となっておりました保護者の疾病や障がい等により家庭において養育を受けることが困難な乳幼児等の条件を条文に明文化したことによる改正でございます。

本条例の施行期日につきましては、国の基準の一部改正が令和2年4月1日ではございますが、既に現行条例でも対応可能な内容の明文化等の改正であることから、公布の日としております。

以上、議案第45号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第46号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案の概要の12ページをお開きください。

1の改正趣旨でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことに伴いまして改正するものでございま

す。

主な改正内容は2点でございます。

1点目は、第2条関係、定義でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による子ども・子育て支援法の一部改正がなされたことに伴い、第43条第2項引用条例の項ずれによる整理を行うものでございます。

2点目は、42条関係、特定教育・保育施設等の連携でございます。

本市では、幼稚園として既に行っていることではございますが、市が保育所等の利用調整を行う場合に、特定地域型保育事業者による保育の提供を受けていた満3歳未満の園児の保育の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な保育等の提供がされるよう必要な措置を講じているときは、保育事業者による連携施設の確保を不要とするものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日とさせていただきます。

以上、議案第46号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第47号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案の概要の15ページをお開きください。

1の改正趣旨でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するものでございまして、本市では、市内各小学校単位で実施しております留守家庭教室に係るものでございます。

2の改正内容といたしましては、第10条関係、職員でございますが、放課後児童支援員の要件に保育士等の資格を有する者等であって、これまで都道府県知事が行う研修を修了した者とされていたことに加え、指定都市もしくは中核市の長が研修を実施することができることとなったことにより資格要件を同様に改正するものでございます。

本条例の施行期日につきましては、国の基準の改正が令和2年4月1日ではございますが、新たな研修とされた指定都市もしくは中核市における研修の実施も今年度からとされたことから、現実的に当該研修修了者の採用については、今後の募集機会からとなるため、公布の日としています。

以上、議案第45号から47号までの補足説明とさせていただきます。

---

## 日程第12 議案第48号及び日程第13 議案第49号（上程・説明）

### ○議長（鰐本規之君）

日程第12、議案第48号及び日程第13、議案第49号についてを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第48号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,107万1,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、普通交付税、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び繰越金の増額。財政調整基金繰入金及び臨時財政対策債の減額でございます。

歳出の主なものといたしましては、職員間の新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、卓上仕切り板購入のための財産管理費の増額。分散業務を行うためのコンピューター機器等の購入のための電算管理費の新規計上。また、新型コロナウイルス感染防止対策事業者支援助成金の新規計上。それから、図書館等において貸出図書の除菌器設置のための施設用備品の増額及び前年度の国県補助負担金等に係る還付金等の新規計上でございます。

次に、議案第49号 令和2年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,718万5,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、繰越金を増額し、国民健康保険基金繰入金を皆減するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、国民健康保険基金積立金及び保険給付費等、交付金の精算に係る還付金等を増額するものでございます。

次に、施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ356万1,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては、国の2次補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業費補助金の新規計上及び繰越金の増額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、診療所入り口において利用者の体温を測定するための体温検知カメラ購入等に伴う一般管理費の増額でございます。よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### 日程第14 認定第1号から日程第20 認定第7号まで（上程・説明・監査委員報告）

##### ○議長（鐔本規之君）

日程第14、認定第1号から日程第20、認定第7号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、令和元年度本巢市の各会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号 令和元年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は170億7,346万126円、歳出総額は160億6,607万2,547円、歳入歳出差引残額は10億738万7,579円でございます。

次に、認定第2号 令和元年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の歳入総額は36億8,652万2,062円、歳出総額は35億8,069万6,660円、歳入歳出差引残額は1億582万5,402円でございます。

また、施設勘定の歳入総額は2億3,691万4,614円、歳出総額は2億2,889万4,309円、歳入歳出差引残額は802万305円でございます。

次に、認定第3号 令和元年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は4億859万462円、歳出総額は4億430万7,714円、歳入歳出差引残額は428万2,748円でございます。

次に、認定第4号 令和元年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は2,265万6,824円、歳出総額は2,265万6,060円、歳入歳出差引残額は764円でございます。

次に、認定第5号 令和元年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は6億6,376万8,928円、歳出総額は6億4,180万8,496円、歳入歳出差引残額は2,196万432円でございます。

次に、認定第6号 令和元年度本巣市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は3億3,424万9,686円、歳出総額は2億8,472万500円、歳入歳出差引残額は4,952万9,186円でございます。

以上、一般会計及び特別会計決算の6案件につきましては、去る7月8日から8月5日までの間、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、認定第7号 令和元年度本巣市水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は8億6,228万6,679円、収益的支出は8億2,897万1,861円でございます。

また、資本的収入は2億3,768万3,880円、資本的支出は6億1,018万488円でございます。

水道事業会計決算につきましては、去る5月25日監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして御承認賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（鰐本規之君）

認定第1号から認定第7号については、監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員に決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君、よろしく願います。

#### ○代表監査委員（三田村晃司君）

それでは、監査委員を代表いたしまして、令和元年度決算審査意見について申し上げます。

今回審査しましたのは、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和元年度本巢市一般会計・特別会計歳入歳出決算、及び同法第241条第5項の規定により審査に付された令和元年度基金の運用状況、また地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和元年度本巢市水道事業会計決算であります。

最初に、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況から申し上げます。

審査は令和2年7月8日から7月15日までの間、本庁舎3階第1委員会室において、5日間にわたり実施しました。また、8月4日に本巢小学校及び席田小学校、5日にしんせいほんの森に出向き、実地審査を行いました。

審査内容については、本巢小学校及び席田小学校については、小学校施設野外防犯カメラ設置事業として、各小学校に設置されたカメラ、録画機、モニターなどの設置運用状況、しんせいほんの森については、しんせいほんの森整備事業として整備された野外スペースやAV学習コーナーの整備状況や図書館情報のシステム更新内容等について審査を行いました。

次に、審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りがないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務についても適正に行われていることを確認いたしました。

なお、各会計の審査結果の詳細については、提出いたしました審査意見書に記載のとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

一般会計に特別会計を合わせた当年度の総計決算額は、歳入212億9,782万7,000円、歳出201億82万3,000円であります。形式収支は11億9,700万4,000円、実質収支は10億6,840万7,000円でともに黒字であり、単年度収支についても699万3,000円の黒字であります。

次に、当年度の主な財政分析指数を見ると、財政力指数は0.584で、前年度に比べ0.006ポイント低下し、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は87.7%で、前年度に比べ0.5ポイント上昇しています。このことから、前年度決算時より留保財源が微増したものの、引き続き財源の余裕が失われたままの状態であることから、ますます財政構造の硬直化が危惧されることとなります。このため、今後は安定的かつ自主的な財政基盤の構築と財政構図の弾力性に向け、自主財源の確保に取り組まれることが必要であると考えます。

次に、歳入決算の財政構造における歳入構成を見ますと、自主財源の構成比率は48.9%で、対前年度0.9ポイント低下しております。これは依然として5割を切っている状態であり、自主財源の確保を必要としているところであります。

次に、市税等の過年度分を含めた滞納額の年度別推移を見ますと、平成27年度または平成28年度まで増加となっていた固定資産税、保育料負担金、幼稚園使用料及び学校給食費等が全て減少に転じています。また、市民税、国民健康保険税、農業集落排水事業施設使用料及び公共下水道費分担金等は全て減少傾向で推移しています。

その一方で、軽自動車税、住宅使用料、生活保護費返還金及び後期高齢者医療保険料等はここ数年増加傾向、または老人福祉費等負担金及び農業集落排水事業分担金等は横ばいであります。

次に、不納欠損額は、一般会計では前年度に比べ519万8,000円で、65.8%増加であります。その要因は、市税で493万9,000円で、64.4%増加したもので、特に固定資産税の増加が目立ち、雑入も大幅に増加している状況であります。このほか、国民健康保険特別会計などは減少しています。

この不納欠損は、納税者に不公平感を抱かせるだけでなく、納付意識を著しく低下させるものであるため、今後も不納欠損処分に至っては徹底した調査の上、厳正に対処されることを望みます。

なお、収納体制については、関係部署等が連携し、全庁的取組をなお一層進めていただき、引き続き収入未済額の縮減、収納率の向上が図られることを期待いたします。

次に、歳出決算における歳出構成を見ますと、義務的経費を除いた経常的経費である物件費、維持補修費及び補助費等の割合は35.5%で、前年度に比べ2.7ポイント上昇しています。また、投資的経費の割合についても15.3%で、前年度に比べ1.0ポイント低下しています。今後も引き続き、経常的経費の節減を図り、財政が硬直化しないよう弾力性のある財政の維持に努める必要があると考えます。

次に、市債の発行については、一般会計と特別会計を合わせて当年度14億3,396万5,000円を発行しています。このうち一般会計は14億2,406万5,000円で、特別会計は990万円の発行であります。当年度末における残高は、合計225億5,354万1,000円で、前年度に比べ3億6,447万9,000円で1.6%減少しています。

引き続き、歳入に応じた形の投資を念頭に、将来の世代に過大な負担を残すことのないよう、適切な市債残高と縮減に努められることを望みます。

次に、不用額については、一般会計と特別会計を合わせた総額で13億4,120万7,000円であります。前年度より3億8,576万9,000円で、40.4%増加しています。

予算執行については現状把握し、適正な時期に適正な金額の補正を行うなど、不用額の減少に努力し、より適正な運用が図られることを期待いたします。

最後に、当年度決算は繰越金、諸収入の増加により自主財源が若干ではあるが増加しています。また、経常的収入も増加、経常的支出費、経常収支比率も87.7%と前年度に比べ0.5ポイントと毎年のように上昇している状況であります。これは75%程度の数字が妥当と言われる中、大変高い数値となっており、財政構造の弾力性がなくなりつつあると言わざるを得ない状況であります。

このような厳しい財政状況下において、また令和3年度から進められる第2次総合計画において、元気で笑顔あふれる本巣市づくりの基本理念の下、今後の財政運営についてはこれまで行ってきた行財政改革を維持するとともに、市税の減少、自主財源額の推移、三位一体改革による影響と本市の財政状況に影響を与え得る要素を考慮し、自主的独立性を発揮した事業の選択及び財源の適正配分を行い、厳正な行財政運営に努められることを望むものであります。

続いて、水道事業会計決算について述べます。

審査は、令和2年5月25日、本庁舎3階第1委員会室において実施しました。また、同日に真正第2浄水場の実地審査を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症対策等を考慮し、当日は書類審査のみとした上で、後日個別で実地確認をしているところであります。

審査内容については、機械室耐震補強工事であります。

次に、審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度経営状況及び当年度末現在の財政状況を適正に示しているものと認められました。

また、審査結果の詳細については提出いたしました審査意見書に記載のとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

当年度の事業実績を見ますと、給水人口は3万1,123人、給水戸数は1万741戸となり、前年度に比べ給水戸数は87戸で0.8%増加しましたが、給水人口は483人で1.5%減少しています。

また、それに伴って年間配水量は1.2%、年間有収水量は1.2%ともに減少しています。

その結果、配水量に対する年間有収水量の割合を示す有収率は75.8%で、前年度と同率であります。ただし、この有収率についてはここ数年、低下傾向であったため、その対策として計画的な老朽管の交換や漏水箇所を特定した修繕などが進められてやや改善傾向ではありますが、いまだ平成30年度末の類似団体の平均値や本市の平成23年度の有収率に届いていない状況であります。

これは経常収益が減少する中、必要最低限の管路更新を行っているものと理解できるところであり、今後も経営状況とのバランスを見極めつつ、管路を計画的に更新していくことができるよう強く望むところであります。

次に、建設拡張改良工事については、各市内で行った配水管拡張工事や浄水場の機械設備修繕工事、水道施設の機械整備更新工事等を実施し、危機管理対策の充実を図ったほか、耐震管を採用した配水管の拡張及び改良など、災害に強い水道管の整備が計画的に進められているところであります。

一方、経営面では、営業収益が3億5,993万2,000円、営業費用が7億6,036万1,000円であり、前年度に比べ、営業収益は6万6,000円で0.0%の微減、営業費用は2,781万3,000円で3.8%の増加であります。

この結果、営業利益は4億42万9,000円の赤字となり、前年度に比べ2,787万9,000円の増加であります。また、営業外収益は前年度に比べ増加となったのに対し、営業外費用は減少となり、営業利益と合わせた経常利益は前年度に比べ388万円の減少であります。これにより営業収支比率が46.3%となり、対前年度に比べ2.1ポイント低下しています。これは基準である100%を大きく下回る結果となっていることから、多額の営業損失を生じていることを意味しています。

次に、財政状態を見ると、当年度は2億7,913万4,000円に及ぶ建設改良工事が行われていますが、この財源は企業債及び国庫補助金、負担金等によって賄われていたため、財政状況に大きな変動はありません。ただし、固定資産対長期資本比率は131.3%で、前年度と変更はなく、これは前年度と同様、過大投資の基準である100%を超えている点が懸念されているところであります。

また、短期債務に対する支払い能力を示す流動比率及び酸性試験比率は前年度に比べ、どちらも数値は低下しているものの、特に酸性試験比率については依然として信用度の高い数値を示しているところであります。

一方、原価計算において、供給単価に対する給水原価が、前年度に比べ7.6円増え、95.1円の差損を生じております。依然として給水原価との差は大きく、この状況は非常に好ましくないことから、早急な対策が必要と考えます。

最後に、水道事業は、今後さらに進むと予想される人口減少、また市民や企業のコスト削減意識の定着に加え、節水機器の普及などにより大幅な給水収益の増益は期待できない状況であります。ただし、その一方で安全な水道水を安定供給しつつ事業を進めていくためには、適切な施設の維持管理や施設規模の見直しなど、経費削減措置、漏水対策による有収率の向上など、困難な事業経営が予想される中、引き続き財政負担の軽減と平準化などを図りながら水道料金の見直しなどによる給水収益の向上を図ることなども視野に入れ、計画的かつ効率的な事業運営、経営改善を目指し、安定した水道水の供給に努められることを望むものであります。

以上で、審査意見については終わります。

**○議長（鰐本規之君）**

御苦労さまでした。

これより決算審査の意見に対する質疑を行います。なお、事業内容の質疑は9月2日の本会議で行います。

それでは、決算審査の意見に対する質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

代表監査委員は自席にお戻りください。御苦労さまでした。

---

**散会の宣告**

**○議長（鰐本規之君）**

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

9月2日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでございました。

午後4時27分 散会

